

宇宙状況把握分野における協力に関する協定

防衛省（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「乙」という。）は、次の各条により宇宙状況把握分野における協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、甲及び乙が宇宙状況把握分野における相互協力を円滑かつ効果的に実施するに当たり、必要な基本的事項を定めるものである。

（定義）

第2条 本協定において、「宇宙状況把握」とは、宇宙物体の位置や軌道等の把握（宇宙環境の把握含む）、接近解析及び大気圏再突入予測を行うことをいう。以下、Space Situational Awareness の頭文字をとって、SSAという。

（協力の目的）

第3条 甲及び乙の協力は、第4条に定める事項の実施を通じて、宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）に示す政府一体となった宇宙状況把握分野に係る取組を推進するに当たり、当該取組に関連するシステムの運用や研究開発に係る事項、並びに米国及びその他の友好国との二国間又は多国間連携による国際的なSSAへの取組に資することを目的とする。

（実施事項）

第4条 甲は、自らの業務を通じて、米国及びその他の友好国と連携しつつ、宇宙空間の安定的利用を妨げるリスクの監視及び回避に資するための取組を実施する。なお、甲は、この取組に資する研究開発を必要に応じて実施する。

2 乙は、自らの業務を通じて、我が国のSSA能力の向上に資する研究開発を継続的に実施する。

3 甲及び乙は、各々の業務を進めるにあたり、SSAに係る運用及び研究開発の推進に必要な各々の有する知見、技術情報等の提供及び協議の場における要員を派遣することも含め、可能な範囲で協力する。

4 甲及び乙は、前項に規定する提供する技術情報等の正確性、最新性、有用性、網羅性等を何ら法的に保証するものではない。技術情報等の提供を受けた当事者は、自己の責任及び判断の下に技術情報等を利用するものとし、当該利用に起因し又は関連して生じた損害について技術情報等を提供した当事者は何ら責任を負わないものとする。

(SSA推進部会の設置)

第5条 甲及び乙は、協力を円滑に行うため、SSA推進部会を設置する。

(1) SSA推進部会の構成

甲及び乙は、それぞれ議長と議長代理を置き、両議長は共同でSSA推進部会の議事運営に当たる。議長が不在の場合は、議長代理にその職務を代理させる。

甲	議長	防衛政策局長
	議長代理	防衛政策局次長
	構成員	甲の議長が指名する者
乙	議長	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構理事長
	議長代理	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構理事(経営企画担当役員)
	構成員	乙の議長が指名する者

(2) SSA推進部会は、次のことを行う。

- ア SSA分野における協力の推進に必要な基本的な事項の協議
- イ SSA分野における協力に関する情報交換
- ウ その他必要な事項の協議

(調整部会の設置)

第6条 甲及び乙は、SSA推進部会の下に調整部会を設置する。

(1) 調整部会の構成

甲及び乙は、それぞれ幹事を置き、両幹事は共同で調整部会の議事運営に当たる。

甲	幹事	防衛省戦略企画課長
	構成員	幹事が指名する者
乙	幹事	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構経営企画部長
	構成員	幹事が指名する者

(2) 調整部会は、次のことを行う。

- ア 協力の推進に関する細部事項の調整
- イ 協力の細部事項に関する情報交換
- ウ その他必要な事項の調整

(附属書)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく個別具体的な協力の実施に必要な事項について、個別附属書に定めるものとする。個別附属書を作成するに際しては、本協定との整合性の観点から、甲においては防衛政策局長、乙においては理事長の了解を予め得るものとする。

(要員の派遣)

第8条 甲及び乙は、SSA分野における相互協力を円滑かつ効果的に実施するに当たり、必要に応じ相互に要員を派遣することができる。

2 前項により要員を派遣する場合の詳細については、個別附属書等に規定するものとする。

(情報保全及び取扱い)

第9条 甲及び乙は、それぞれが管理する情報をセキュリティ脅威から守ることを目的として、それぞれ実施している情報保全に係る対策について、必要な範囲で相手方に開示を求めることができる。その他、情報保全に関し甲及び乙の間で協議を要する場合においては、第6条において定める調整部会を通じて協議を行うこととする。

2 甲及び乙は、自己及び相手方が管理するSSA関連施設により得られた情報や分析結果等は、原則として公開しないものとする。

3 ただし、前項の規定に関わらず、乙が研究開発の目的で取得したデータや、その分析により得られた知見・研究成果等は公開可能とする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に係る秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本協定及び個別附属書に基づく協力を実施するに当たり得た知識のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するもの又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条に規定する不開示情報に相当するものを、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日より10年間とする。但し、期間満了6か月前までに甲又は乙のいずれからも書面にて更新を行わない旨の意思表示がなされなかったときは、同一の条件でさらに5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項及び第12条の規定にかかわらず、第10条（行政機関の保有する情報

の公開に関する法律等に係る秘密保持) 及び第 14 条(目的外使用の禁止)の規定は、対象事項が全て消滅するまで、その効力を存続するものとする。

- 3 「宇宙状況把握分野における協力に関する協定(平成 29 年 11 月 24 日付)」については、本協定締結日をもって、その有効期間が終了するものとする。

(協定の解除)

第 12 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、かつ相手方に書面で是正を求めた後、相当期間経過後も是正されない場合には、書面による同意なく、本協定を解除することができる。この場合において、甲又は乙は、それぞれに対し本協定の解除を書面により通知するものとする。

(1) 相手方が、本協定の履行に関し、不正又は不当な行為をした場合

(2) 相手方が、本協定に違反した場合

- 2 甲及び乙は、協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により本協定を解除することができる。

(譲渡禁止)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 甲及び乙は、別段の合意のない限り、それぞれ本協定に基づき相手方から得られた知見および技術情報、並びに相手方の S S A 関連施設から得られた情報を、第 3 条に示す本協定の目的以外に使用しないものとする。

(協議事項)

第 15 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

- 2 本協定の内容を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙両者署名の上、各自1通を
保有するものとする。

令和 5年 3月 16日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省
防衛政策局長



乙 東京都調布市深大寺東町七丁目44番1号
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
理事長

